

JMTR 一斉放送及びページング装置等点検整備作業 仕様書

1. 件名

JMTR 一斉放送及びペーjing装置等点検整備作業

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗原子力工学研究所 環境技術開発部（以下「JMTR」という。）に設置している一斉指令放送装置及びペーjing装置等の設備機能維持及び円滑・正常な動作を確保することを目的に点検整備を実施する。

本書は、これらの業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

原子力機構 大洗原子力工学研究所 JMTR

施設全域

4. 作業実施期間

詳細な日程については、原子力機構担当者と打合せの上決定とすること。

5. 納 期

令和 8 年 2 月 27 日

6. 作業内容

6.1 作業対象装置

本作業の対象装置名称及び数量を次に示す。

- (1) 一斉指令放送主装置・・・・・・・・・・1 台
- (2) ペーjing装置・・・・・・・・・・1 式
- (3) 端子盤装置 主端子盤・・・・・・・・・・1 式
- (4) 特殊通話装置・・・・・・・・・・1 式

6.2 作業範囲及び項目

- (1) 点検整備作業
- (2) 書類作成

6.3 作業内容

(1) 点検整備作業

- ・ 点検整備内容を以下に示す。
 - ・ 各種機器外観、動作試験、各部点検調整、各部清掃を行うこと。
 - ・ 下記の各装置は下記に示す項目について確認や軽微な部品等の交換を行うこと。
 - ・ 下記の項目以外に、各種機器の確認や部品等の交換が必要な箇所を発見した場合は、原子力機構担当者に合意の上、必要な措置を行う。また交換する部品等については、現状の部品等に対して、性能的に劣らない物とする。

- 1) 一斉指令放送主装置
 - イ) 主装置電源入力回路の絶縁確認
 - ロ) 主装置入力電源電圧の確認
 - ハ) 主装置制御電源電圧の確認
- 二) 一斉放送の動作、鳴動確認
- ホ) スピーカラインの絶縁及び負荷インピーダンスの確認
- 2) ページング装置
 - イ) 主装置電源入力回路の絶縁確認
 - ロ) 主装置入力電源電圧の確認
 - ハ) 主装置制御電源電圧の確認
- 二) 端局からの指令通話確認
- ホ) 端局ラインの絶縁及び負荷インピーダンスの確認
- 3) 主端子盤
 - イ) 端子ネジの緩みの確認
 - ロ) ケーブル端子、接続部の腐食の有無確認
 - ハ) ケーブル端子と端子台の接触状態の確認
- 4) 特殊通話装置
 - イ) 主装置電源入力回路の絶縁確認
 - ロ) 主装置入力電源電圧の確認
 - ハ) 端局からの指令通話確認

(2) 書類作成

「9. 提出書類」に定める書類を作成すること。資料作成にあたっては、誤字脱字等に注意をしながら行うこと。

7. 作業に必要な資格

放射線業務従事者であること。ただし、管理区域作業での従事歴は1年以上あること。

8. 支給品及び貸与品

8.1 支給品

(1) 品名

- 1) 作業に必要な電気、水
- 2) 放射線防護資材（布手等の消耗品）

(2) 数量

作業に必要な量

(3) 支給場所

「3. 作業実施場所」に定める場所

(4) 支給時期

本作業実施期間

(5) 支給方法

無償にて支給する。

(6) その他

その他支給を要する物品が発生した場合、原子力機構が当該作業に欠くことができないと判断した時は、無償にて支給する。

8.2 貸与品

(1) 品名

- 1) 管理区域内防護資材（黄色実験衣、RI 作業靴）
- 2) ポケット線量計
- 3) 体幹部用線量計
- 4) 本作業に必要な機器等の保管場所

(2) 数量

点検作業に必要な数量及びエリア

(3) 引渡場所

- 1) 原子力機構 JMTR 原子炉建家入口（汚染検査室）及びホットラボ
- 2) 原子力機構 JMTR 放射線管理第2課 JMTR チーム居室前及びサービスエリア入口
- 3) 原子力機構 JMTR 居室実験室建家 124 号室周辺

(4) 引渡時期

本作業実施期間

(5) 引渡方法

無償にて貸与する。

(6) その他

その他貸与を要する物品等が発生した場合、原子力機構が欠くことができないと判断した時は、無償にて貸与する。

9. 提出書類

No.	図 書	提出時期	確認要否 ※1	部数※2	備 考
1	作業工程表	作業開始 2 週間前まで	要	1	
2	品質マネジメント計画書	作業開始 2 週間前まで	要	1	
3	総括責任者届（原子力機構様式）	作業開始 2 週間前まで	要	1	
4	委任又は下請負届※3 （原子力機構様式）	作業開始 2 週間前まで	要	1	
5	使用測定器の校正記録※4	作業開始 2 週間前まで	要	1	
6	作業要領書	作業開始 2 週間前まで	要	1	
7	作業関係者名簿（原子力機構様式）	作業開始 2 週間前まで	要	1	
8	作業安全組織・責任者届 （原子力機構様式）	作業開始 2 週間前まで	要	1	
9	リスクアセスメントシート （原子力機構様式）	作業開始 2 週間前まで	要	1	電子データ含む

10	一般安全チェックリスト (原子力機構様式)	作業開始2週間前まで	要	1	
11	KY 実施記録(原子力機構様式)	作業日毎	否	1	
12	撮影許可証	作業開始前まで	要	1	
13	指定登録・解除申請書 (原子力機構様式)	登録・解除の都度	要	1	
14	作業日報(原子力機構様式)	作業日毎	要	1	
15	作業報告書(測定結果報告書、 記録写真含む)	作業完了後	要	1	
16	不適合、不具合に関する報告書※5	発生後速やかに	要	1	不適合、不具合に係る 是正処置を含む

※1：受注者は、提出図書について「確認の要否」に従い、原子力機構の確認を得ること。

※2：返却分は含まない。

※3：下請負がある場合に提出する。但し委任又は下請負届については、2週間以内に原子力機構から受注者へ変更請求しない場合は、自動的に確認したものと見なす。

※4：測定器の試験成績書(校正有効期限が明記されていること。)及び測定器のトレーサビリティ証明書のことをいう。なお、測定器の試験成績書に校正有効期限が明記されていない場合は、校正有効期限を明記した書類を添付すること。

※5：不適合、不具合に関する報告書は、次の(i)～(vi)を記載した「受注者不適合発生連絡票」にて報告すること。

(i) 不適合の名称 (ii) 発生年月日 (iii) 発生場所 (iv) 事象発生時の状況

(v) 不適合の内容 (vi) 不適合の処置方法及び処置結果

(提出場所)

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

原子力機構 大洗原子力工学研究所 JMTR 原子炉課

10. 検収条件

次の事項が満足された時点をもって検収とする。

- (1) 「9. 提出書類」に定められた提出図書が全て納入されていること。
- (2) その他仕様書に定める条件を満足していること。

11. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 動作試験、各部点検調整 環境技術開発部 原子炉課員

12. 適用法規・規定等

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 日本電気工業規格基準 (JEM)
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)

- (4) 電気設備技術基準 (JICS)
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 労働基準法
- (7) 大洗原子力工学研究所 原子炉施設等品質マネジメント計画書
- (8) 大洗原子力工学研究所 安全管理仕様書その他安全に係る規則
- (9) 大洗原子力工学研究所 (北地区) 原子炉施設保安規定
- (10) 大洗原子力工学研究所 (北地区) 核燃料物質使用施設等保安規定
- (11) 大洗原子力工学研究所 (北地区) 放射線安全取扱手引
- (12) 環境技術開発部品質マネジメント要領書
- (13) 受注者社内規定 (規格)
- (14) その他関連する法律、基準及び規格等

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適用する環境物品 (事務用品、OA 機器等) が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書 (納入印刷物) については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 安全管理

- (1) 受注者は、大洗原子力工学研究所の安全管理仕様書を遵守し作業に当たること。
- (2) 受注者は、原子力機構が認定する「作業責任者」の資格を有する者のうちから「現場責任者」を選任すること。また、選任された現場責任者は、請負工事の安全管理組織における自らの身分に係者に周知するために腕章を着用すること。さらに、「現場責任者」は作業期間中を通して従事するものとし、作業員の指揮・監督及び原子力機構担当者との連絡・調整を行うこと。
- (3) 受注者は、安全管理・放射線管理について自己の責任で行い、安全の確保を維持するための法令及び原子力機構が定める規程並びに原子力機構の担当者が安全のために行う指示に従うこと。また、作業現場の整理整頓に留意し、災害の防止に努めるとともに現場を清浄に保つよう努めること。
- (4) 作業着手前には必ずミーティング、TBM-KY 活動を実施し、作業内容等の確認及び予想される危険要因とその対応等を確認するとともに、その結果を原子力機構担当者に報告する。さらに危険度の高い作業については、実機を前にして予想した危険要因を再確認し、安全対策を全員が共有するよう徹底すること。また、リスクアセスメント (SRA) を実施すること。
- (5) 作業着手中は、作業安全組織・責任者届、作業要領書、KY 実施記録等安全に係る書類を作業現場に掲示すること。また、作業にあたっては作業手順書等に従い、確実に実施されたことを確認すること。
- (6) トラブル事象等による計画外作業が発生した場合は、直ちに作業を中断し、原子力機構担当者の指示に従うこと。

15. 機密保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、請負者及び下請会社等の作業員を除く第3者への開示、提供を行ってはならない。

16. 品質マネジメント

本作業に伴う品質マネジメント活動は、受注者の品質マネジメント計画に従って行うこと。また、原子力機構が行う品質マネジメント活動に協力すること。なお、原子力機構の品質マネジメント関連図書（大洗原子力工学研究所 原子炉施設等品質マネジメント計画書、環境技術開発部品質マネジメント要領書等）について、受注者からの閲覧もしくは提供の要求があれば、これに応じるものとする。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項はもちろんのこと、記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議しその決定に従うものとする。また、協議・決定事項については、受注者が文書を作成し、原子力機構の確認を得ること。

18. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業場の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約の処理に関する事項

19. 放射線管理

- (1) 受注者は、放射線管理区域内作業も含まれるため、各種法令、規則及び管理区域内作業特約条項並びに原子力機構が定める諸規程等を遵守し、本作業に従事する作業員は、放射線管理手帳を有した、放射線業務従事者の指定を受けた者とし、原子力機構担当者の指示に従い作業を行うこと。
- (2) 受注者は、管理区域内作業の作業員について、心身ともに健康で身体に外傷のない者を従事させること。
- (3) 本作業を開始する前に、受注者側作業員は、原子力機構が行う保安教育を受けること。但し、放射線に関する知識は、受注者側で教育すること。

20. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守するとともに安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (3) 法令、規定、規格等により資格を必要とする作業及び検査は必ず有資格者が行うこと。
- (4) 部品の入れ違い、系統内への異物混入がないよう作業管理を行うこと。
- (5) 本作業の結果、部品の交換及び更新又は修理等を必要とする場合は、速やかにその旨を原子力機構担当者に報告し、協議の上必要な処置を講ずること。

- (6) 受注者は、本作業において、既存の機器に破損又は紛失を招く等の不適合もしくは不具合が生じた場合、その原因を明らかにして原子力機構担当者に報告するとともに、速やかに現状に復帰すること。
- (7) 日々の作業の終了毎に、遅延なく原子力機構担当者にその日の作業及び結果について報告すること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、技術上当然必要と思われる事項については、原子力機構担当者の指示により受注者の責任で行うこと。
- (9) 受注者は、大洗原子力工学研究所環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (10) 作業にあたっては、体調不良者を従事させないこと。
- (11) 構内の写真等撮影は、許可を受けた場合以外は原則として禁止する。許可を受けて撮影する場合は、許可証を常に携行し、腕章を着用すること。写真の撮影後、撮影内容について原子力機構の確認を速やかに受けること。なお、ドライブレコーダーは、研究所の構内及び構外において従業員の交通安全を確保し、交通事故の防止に資することから、撮影許可は不要とするが、構内を撮影したデータは厳重に管理し、外部公開又は譲渡をしてはならない。

以 上